

議第60号

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例の制定について

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成23年 2月22日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2項中「本市が経営する医療機関又は」を削り、「若しくは」を「又は」に、「本市医療機関等」を「指定医療機関等」に改め、同条第3項中「本市医療機関等」を「指定医療機関等」に改め、「本市が経営する医療機関又は」を削る。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

提案理由

病院事業の廃止に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。